

村営住宅 入居者募集のご案内

令和8年5月
御杖村

1. 募集住宅の概要について

所在地 住宅名	住宅の構造等	建年	戸数	住宅の 間取り等	住宅使用料 (月額)	敷金
御杖村神末 4121番1 ペルソナル姫石 104号	鉄骨造2階建 延床面積 298.30㎡	R6	1	1LDK 専有面積 31.96㎡	34,000円 (共益費含)	102,000円 住宅使用料 の3ヶ月分

2. 申し込む前に必ずお読み下さい。

- (1) 入居申込書の記載内容を確認するため現住所・勤務先を訪問し調査する場合があります。
- (2) 入居申込書及び添付書類の事項が事実と相違するときは、入居許可はできません。
- (3) 入居後2週間以内に御杖村に住所の移転手続き(転入)を行って下さい。
- (4) 村営住宅では、犬・猫等の動物は飼えません。
- (5) 屋上等に無線のアンテナの設置はできません。
- (6) 模様替え・増改築等、住宅に影響を及ぼす工事をする場合は、事前に村へ届け出を行い承認を得なければなりません。
- (7) 自動車については、指定された場所に駐車して下さい。(1戸に1台)
- (8) 入居条件として、常会(自治会)加入を義務付けます。
- (9) ケーブルTVに必ず加入して頂きます。
- (10) 入居可能日は入居決定決定通知書に記載します。
- (11) その他、入居開始にあたり、諸条件を付することがあります。

3. 申込受付期間及び場所について

- (1) 受付期間：令和8年5月15日(金)から令和8年6月15日(月)までの受付になります。
午前9時～午後5時 (ただし、土・日・祝日は除きます。)
- (2) 受付場所：御杖村役場 1階 むらづくり振興課

4. 申込（入居者）資格について

次の①から⑤の全ての条件を満たしている方

① 村内に定住を希望し、かつ住宅を必要としている40歳以下の単身者	・若者単身者：40歳以下の方。 ・持ち家がある方は原則、申込みできません。
② 村税等の未納がない方	・市町村税等（税及び使用料等）の滞納が無いこと。
③収入基準以内の方	・収入基準（基準月収額）が15万8千円以上48万7千円以下の方。
④連帯保証人がいる方	・「独立の生計を営み、かつ入居者と同等以上の収入のある方」であることが必要です。
⑤契約期間は5年間ということに承諾できる方	・入居決定後は定住のための新居を探すことに承諾していただくことが必要です。
⑥その他	・申込者が暴力団員でないこと。

5. 申込方法について

- (1) 別紙「入居申請書（若者単身者用集合住宅入居申請書）」に所要事項を記入し、必要な書類を添えて原則として本人が役場むらづくり振興課まで申込みに来て下さい。
- (2) 申込書類及び提出書類は、一切返却しません。

6. 申込に必要な書類について

申込みに際しては、次の書類が必要です。

① 入居申請書	別紙様式による。
② 暴力団でないことの誓約書	別紙様式による。
③ 住民票抄本	マイナンバー記載のもの。
④ 所得（課税）証明書	<u>最新の</u> 所得（収入）に関する証明書として必要です。
⑤ 印鑑証明書	申込者本人のもの。
⑥ 納税証明書	市町村税等を滞納していないことを証する書類。

7. 入居者の選考方法について

- (1) 募集戸数を超える申込みがあった場合は、公開抽選を行います。
- (2) 上記決定予定者のほかに、必要と認める数の入居補欠者を定めます。
入居補欠予定者については、入居決定予定者が入居を辞退した時に補欠番号の順位に従い、入居手続きの通知をします。

8. 入居手続きについて

- (1) 入居手続きは、入居決定のあった日から10日以内に行ってください。
- (2) 請書（別紙様式）に下記書類を添付の上、提出してください。
 - ・連帯保証人の住民票
 - ・連帯保証人の印鑑証明書
 - ・連帯保証人の所得証明書（最新のもの）
- (3) 上記手続きの際、敷金の納付（住宅使用料の3ヶ月分）が必要です。
- (4) 入居可能日は、追って通知します。
- (5) 住宅使用料は自動支払（口座振替）となります。
- (6) 定期建物賃貸契約（5年間）についての説明を受けた後、契約期間承諾書（別紙様式）をご提出いただきます。

9. お問い合わせ先

〒633-1302

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地

御杖村役場 むらづくり振興課

TEL 0745-95-2001（内線131）FAX 0745-95-6800